

【練習問題 B】 古文書の翻刻に挑戦（活字体に直す）

往来手形

- ・ 近世において、旅行する際に携行した身分証明書
- ・ 庶民であれば、なぬししやうや名主（庄屋）・きもいり肝煎やぼだいじ菩提寺が発行
- ・ 本人の名前と住所を記し、旅行の目的を書き、途中で病気や死亡の場合の処置の依頼方を書き添え、宛名は関係役人・宿役人とした

往来一札之事

一 越後蒲原郡檜島平賀邑日向
 性彦之部尉用三村二本表町下道
 兼右者之部出向平田関部始道
 以下度以若性彦（中）死去仕以時久
 其部之仕出沙法之向案之幸之也
 少引導之也 乾之部一札如件

明治二二年四月

松玄慶年



諸々抄々 後入家

【練習問題B】解答

おうらいいつさつのこと

往来一札之事

ひとつ えちごかんばらごおりよごしじまひらがむら おひやく

一 越後蒲原郡 横越嶋 平賀邑 御百

しょうひこさぶろう しょうよにつぎ にほんまつごじょうかまで

性 彦二郎 所用ニ付 二本松御城下迄

まいりものにごぎそうろう なにとぞおせきしよはじめおとし

参り者ニ御座候、何卒 御関所始 御通

くだされたくそうろう もしおうかんちゅうしきよつかまつりそうろうときは

被レ下度候、 若 往還中 死去 仕候時者

そのところのごさほうにまかせて なにしゅうのてらにても

其所之任ニ御沙法ニ 何宗之寺ニ而も

ごいんどうのぎ ねがいあげそうろう いっさつくだんのごとし

御引導之義願上候、 一札如レ件

えちごすいばらごしはいしよ

越後水原御支配処

ひがしじょうどしんしゅう

めいじにみどししがつ

東浄土真宗

ひらがむら

明治二巳年四月

平賀村

誓慶寺(印)

せいけいじ

しよしよ

諸々

むらむら

村々

おやくにんしゅうちゅう

御役人衆中